

SDG s 未来都市西栗倉村ロゴマークの使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西栗倉村が令和3年6月1日付けで、SDG s 未来都市西栗倉村ロゴマーク（以下、「ロゴ」という。）の使用に関する必要な事項を定める。

(図柄)

第2条 ロゴの図柄等は、別紙1のとおりとする。

(使用の届出等)

第3条 ロゴを使用する者（以下、「使用者」という。）は、ロゴの使用にあたり、西栗倉村へ「SDG s 未来都市西栗倉村ロゴマーク使用許可申請書」（様式第1号）を事前に提出し、許可されることが必要である。

(使用上の遵守事項)

第4条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 別紙1に定められたデザイン、色を正しく使用すること
- (2) 法令又は公序良俗に反しないこと
- (3) 政党、思想、宗教などの活動に利用しないこと
- (4) その他、不適切な使用をしないこと

(対象者)

第5条 使用者は、規約、名簿等の組織要件を備えた各種団体(その他協会が認める者)で、「西栗倉村暴力団排除条例（平成23年6月22日条例第14号）」第2条第1項第1号から第3号までに掲げる者でないこととする。

(使用基準)

第6条 ロゴの使用は、次の基準に合致するものでなければならない。

- (1) 西栗倉村の知名度の向上及びイメージアップに資すると認められるもの
- (2) その他西栗倉村が認めるもの

(使用料)

第7条 ロゴの使用料は、無償とする。

(使用の停止等)

第8条 村は、ロゴの使用がこの要綱等に違反していると認められる場合は、当該使用の停止を求めることができる。

2 使用者が前項に掲げる使用の停止により損害を受けた場合であっても、村は、その補償の責めを一切負わない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他必要な事項は、村が決定する。

附則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。